

12. 「修士論文等」履修・審査要領

1. 修士論文等の提出資格

修士論文等を提出できるのは、2年以上在学し、既に所定の単位を修得した者、又は当該年度で在学期間が2年になり、「修士論文等」を除く修了に必要な単位修得見込みの者とする。

2. 「修士論文等」を修得するための主な流れは、次のとおりである。

- ① 修士論文等の研究指導教員の登録
- ② 研究計画書の提出締切日
- ③ 修士論文等の提出と審査
- ④ 学位論文等発表会での発表
- ⑤ 最終試験（口頭試問）

3. 上記の日程及び実施細目は、年度初めに研究科長が決定する。

4. 修士論文等の指導は、研究指導教員が行う。ただし、研究指導教員は、研究科委員会の承認を得て、副指導教員を指名することができる。

5. 連名による修士論文等は認めない。

6. 学位申請のための提出書類は、次のとおりである。

- ① 学位申請書
- ② 修士論文等（学位審査用） 3部
- ③ 修士論文等の概要 3部

7. 修士論文等の審査は、原則として研究指導教員が主査となり、この主査と本学大学院担当教員の中から1名以上を副査として研究科委員会で指名された教員との合議によって行う。

8. 最終試験は、これら主査及び副査が口頭試問によって行う。

9. 修士論文等の審査結果及び最終試験の結果は、主査及び副査が所定の様式によって研究科委員会に報告する。